

幕末期の龍野醤油業

長谷川 彰

目 次

はじめに	II. 天保の改革と物価引下令
I. 文政13年の株改め	III. 仲間の再興と新興業者の動向

はじめに

本稿は、われわれの近世龍野醤油史の研究の一節として書かれるものである。近世龍野醤油史については、すでにいくつかの論文によって、その発展過程の一部については明らかにしてきているが、¹⁾ それらは主として龍野醤油の京都市場への進出過程を中心としたものであった。ここでは京都市場への進出が制度的にも確立した安永9年(1780)の「他国醤油21軒問屋」の成立以降の時期、特に幕末期を考察の対象としたい。

幕末・維新期の龍野醤油業については、すでに田村善太氏の研究のなかで触れられてはいる。²⁾ しかし、田村氏の研究はもともとこの時期を特にとりあげたものではなく、同氏の龍野醤油史研究のなかで部分的に扱われたにすぎず、それ故に必ずしも十分とは云えない。もちろん、田村氏の業績はわれわれの研究の出発点になっており、特に同氏が編集された『龍野醤油研究史

1)拙稿「近世における特産物の成立と中央市場」(『社会経済史学』第38巻第4号、昭47)[I]、同「近世中期における播州竜野・円尾家の経営構造」(『桃山学院大学経済経営論集』第16巻第1号、昭49)[II]、同「近世中期物価の地域比較についての一考察」(『桃山学院大学経済経営論集』第17巻第2号、昭50)[III]、同「近世における龍野醤油業の成立と発展」(『兵庫史学』第69号、昭53)[IV]。

2)田村善太「竜野醤油史観書」(『地方史研究』第52号、昭36)、同氏「近世の竜野醤油」(『兵庫県の歴史』第4号、昭46)。

料』(第一輯、昭34、第二輯、昭38) は、龍野醤油史の研究のうえで欠くべからざる文献となっている。したがって、ここではそれらの史料に加えて、その後に利用できるようになった史料、特に円尾家文書をも用いることによって、幕末期における龍野醤油業の展開について考えてみたい。

いうまでもなく、幕末・維新期は幕藩制的商品流通の崩壊期である。18世紀の後半、特に宝暦・天明期において、幕府は株仲間体制を再編・強化することによって、中央市場における問屋商人を中心とする全国的商品流通の統制に改めて成功したかにみえた。しかし、その後、例えば諸藩における専売仕法の展開にみられるような藩自立化の動きが活発化し、また、それとも関連して、中央市場を経由しない商品流通が生まれてくるにつれて、幕藩制的商品流通は新たな危機をむかえたのである。³⁾

龍野醤油は、すでに18世紀の初頭から京都市場に販路を求めて進出しているが、安永9年の「他国醤油21軒問屋」の成立以後、文化期に到っては、備前醤油をも圧倒して京都市場への最大の供給者としての地位を確立した。この龍野における「国産第一之品」である醤油が、幕末期という幕藩制的商品流通の崩壊期において、どのような動向を示すかを検討しようとするのが本稿の課題である。

I 文政13年の株改め

文化期において、すでに京都市場における地位を確立した龍野醤油は、他の特産物の例に洩れず、その圧倒的な地位の故に、今度は類似品の出現に悩まされることになる。⁴⁾ 文政5年(1822)の史料によれば、⁵⁾ 「近年他處他

-
- 3) 危機の様相とそれに対する幕府の認識については、『大阪市史・第5』に所収の「諸色取締方之儀ニ付奉伺候書付」を参照されたい。
 - 4) 近世における代表的特産物である阿波藍の場合も、すでに文化10年に、その製法が他國者に盗用されないように触がだされている(『御大典記念阿波藩民政資料(下)』、大5、1787ページ)。
 - 5) 田村善太編『龍野醤油研究史料』(第一輯、昭34、6ページ)。但し、以下この史料集からの引用は、原文書との対照によって誤読については訂正している。

国より大坂伏見京三ヶ所江賈印仕候正油積登し竜の正油と称して闇売買仕候」と龍野醤油の名を語ったにせ物の出現が示されている。地方における特産物が中央市場において一定の地位を確立することができる条件は、何よりも品質に基いた価格であった。したがって、その品質を偽るにせ物が出現してくることは、特産物のいわば生命にかかわることである。しかも、その特産物が「国産第一之品」とあれば、藩にとっても重大な関心事とならざるをえなかった。

実は、龍野醤油の名声を汚す商品は単に他国からのにせ物だけではなく、龍野醤油の醸造元そのもののなかにも存在していたのである。文政12年（1829）の史料は当時の状況を次のように述べている。⁶⁾ 「近来ハ町在共醤油製候もの多在之内ニは製法失古法廉略ニいたし京大坂へ積送り価を引下け羅壳致し候族も在之又は他国之者竜野之名を壳積登壳捌候儀も有之哉ニ相聞候」。つまり、この史料は、龍野醤油と称する他国産のにせ物の出現だけではなく、龍野醤油の醸造元においても製法の乱れが生じていることを指摘しているのである。藩にとっては、醤油が「国産第一之品」であるため、製法の乱れによる粗悪品の出現や仲間の協定を破る羅壳の横行は無視できるものではなかった。そこで、藩は早速、文政12年（1829）12月に懸り役人として、伊藤多市・久保田新八郎・石原幸太郎の三名を任名して仲間の統制にのりだした。龍野醤油の中央市場での販売状況に最大の関心があった藩は、まず「他国積醤油屋株」を改めて17軒と定め、彼らに対して定法を申渡した。その全文を示せば次のとおりである。⁷⁾

定

一醤油造方隨分念入他国積者別而製法一致ニ申合廉抹無之様可致事
一大豆小麦買入之節時之相場を以買取可申候、醤油仲間共申合私之相場相
立候儀堅停止之事

6) 「仲間式目帳」（円尾家文書）。

7) 「仲間式目帳」（円尾家文書）。

一醤油直段高下致し候節者其趣申出可請差図事

一御貸下之銀子返納方之儀は七月は廿五日限正月は十五日限と定置金銀融

通次第成丈右限月内ニ致返納猶又入用之節は拝借可申出事

一他国江積廻し候醤油直段引下致羅壳候之族有之者相互ニ心ヲ付可申出事
右之条々堅可相守者也

庚寅（注一文政13年）三月

この達書においても、まず第一に醤油の品質が問題となっており、藩が当時龍野醤油の製法の乱れをいかに憂慮していたかが窺えよう。⁸⁾ また、この達書は藩が原料の仕入価格、製品の販売価格、特に領外への積出品価格について大きな関心をもっていたことを示している。そして、重要なことはそれらの価格の不統一をなくすために、仲間の統制を通じて、「私之相場」や「羅壳」を禁止しようとしたことである。幕府は中央市場における商品価格の安定をはかるために、あくまでも株仲間を通じた統制によってそれを実現しようとしたが、それと同様なことがこの藩においてもみられたのである。一方、「地壳醤油屋株」についても、株改めを行い次のような申渡しがなされた。⁹⁾

定

一此度醤油地壳株相改候ニ付御免札相渡候間大切ニ可致候万一商壳被相止
候ハ、右札早速可致返納候勝手ニより相対を以譲り渡候共其旨申出可請
差図候 以上

寅閏三月

この株改めによって明らかになった醸造元とその造石高を示したのが第1表である。この表から醸造元には、「上積醤油屋」と「地壳醤油屋」の二組が存在していたことがわかる。「上積醤油屋」のうちの「他所壳内含札無之

8) 文政12年3月に、龍野藩では塩会所が設けられ、他所塩（特に赤穂塩）の移入が禁じられた。醤油醸造については、三分の一まで網干浜の塩を使用することが命じられていたが、その後醸造元の反対にあって、ついに文政13年4月には免除された（「仲間式目帳」前掲）。それも醤油の風味にかかわることであったためであろう。

9) 「仲間式目帳」（前掲）。

第1表 文政13年の醸造元および造石高

上 積 醬 油 屋			地 壳 醬 油 屋		
醸 造 元	場 所	造 石 高 (石)	醸 造 元	場 所	造 石 高 (石)
石橋屋権右衛門	上川原町	340	壺屋彦兵衛	上川原町	60
筋原屋宗八	下川原町	417	壺屋麻之助	上川原町	10
姫路屋繁蔵	下川原町	150	加賀屋伝蔵	上川原町	30
赤穂屋宗兵衛	下川原町	299	米屋良助	上川原町	8
二塚屋重次郎	下川原町	80	嶋田屋十五郎	上川原町	30
鉄屋佐十郎	下町	574	木屋平蔵	上川原町	12
円尾屋嘉吉	下町	1020	辰巳屋利八	下川原町	40
壺屋重郎右衛門	横町	956	那波屋佐七郎	下川原町	60
木屋宗左衛門	北竜野村	260	八木屋伊助	下川原町	10
米屋惣兵衛	日山村	70	林田屋助十郎	下町	20
材木屋利兵衛	北竜野村	36	円尾屋三郎右衛門	下町	10
他所壳内含札無之分			菊屋治助	下町	40
			石橋屋八十郎	横町	50
			壺屋平兵衛	横町	5.5
壺屋彦兵衛					
壺屋平兵衛					
石橋屋八十郎					
加賀屋伝蔵					
合 計		4202			385.5

(注) 他に休株として、6軒の名前がある。

出所、「文政13寅年3月休株作株取調帳」(田村善太, 前掲書, 第1輯, 9~12ページ)。

分」にあたる4名のものは、それまで大坂積を行っていた醸造元であった。彼らは他国積の株は持っていないかったものの、地壳株は所有していた。この4名に網干新在家村の余陸屋宗七を加えた5名のものは、同年閏3月8日に藩に対して他国積株の申請を行った。ところが、他国積株は当時すでに17軒と決っていたので、すぐには認められなかった。しかし、この申請に対して「其内京都へ引合等致し候ハ、其砌株札御渡可在之趣御達し被為在候」とあるから、やがて彼らにも他国積株が与えられたのであろう。事実、天保13年(1842)正月の「京積醤油仲間」のなかには、石橋八十郎の名前は入ってい

る。¹⁰⁾

ところが、先述したように他国積仲間は17軒と決められていたとあるが、第1表には「上積醤油屋」は11軒しかみられない。他国積仲間17軒の内訳は「町、北竜野、樋山十一軒、在方三軒、残り三軒ハ當時休株」とあるから、この表には在方の醸造元が含まれていないと見なければならない。ただ、この当時において在方の醸造元の数をあまり重視する必要はないであろう。なぜなら、その後天保12年（1841）5月の「仲間申合定」に署名したものを見ても、在方の醸造元は高田村・太兵衛をはじめ6名にすぎない。¹¹⁾ この「申合」には町方・在方を問わず、領内の醤油醸造元が署名したと考えられるところから、文政13年（1830）の段階では在方の醸造業者はさしたる数ではなかろう。もちろん、在方の醸造業者について、その造石高をも含めた実態が明らかにされねばならないが、現在では困難なために当面は第1表をつかって若干の検討を加えておこう。

まず、京都市場への積登せ量である。すでに文化13年（1816）には、龍野醤油の場合、8人の造元によって、大樽27,138樽が積登せられていた。¹²⁾ それに対して文政13年（1830）の場合は、第1表から明らかなように11人の「上積醤油屋」が、総計4202石の造石高をもっていた。仕込1石からは約3.5石の醤油が出来るから、彼ら11人の醤油生産高は約14,700石となる。これは3斗4升入の大樽にして約43,000樽にあたる。彼ら「上積醤油屋」の製品はほとんど京都市場へ積登せられていたから、したがって、文政13年には文化13年に比較して、約1.5倍もの龍野醤油が京都市場へ積登せられたといえる。もっとも、文政13年の数は、あくまでも仕込高であるため、実際に製品が積登せられるのはその大半が翌年になる。そのため文化13年との比較を単純に行うこととはできない。しかし、第1表に入っていない在方の「上積醤油

10) 田村善太、前掲書、第一輯、27ページ。

11) 「御達書之写并ニ仲間申合定」（天保12年5月、円尾家文書）。

12) 「文化十四歳丑正月・仲間式目帳」（円尾家文書）。拙稿[IV]、10ページを参照。

屋」の部分までも含めれば、19世紀の初頭における10数年間に、龍野醤油の京都市場への積登せ高は1.5倍以上の大きな伸びを示していたと云えよう。

次に醸造元の内容についてみてみよう。まず注目すべきことは、「上積醤油屋」と「地壳醤油屋」との生産規模の隔差である。上積屋11人の平均造石高が382石であったのに対して、地壳屋14人のそれはわずか27.5石にすぎない（いずれも休業の6名は除いている）。そして、上積醤油屋のなかでもすでに文化13年に京登せを行っていた造元だけをとりだせば、¹³⁾ その平均造石高は552石に達していた。したがって、同じく上積醤油屋といっても、すでに京都市場に基盤を確立していた醸造元と近年新しく上積屋として登場してきた造元とでは、生産規模にこれまた隔差が存在していた。さらに、上積醤油屋と地壳醤油屋との相違を単に、生産規模の点にだけ求めることはできない。なによりも重要なことは、造石高の比率の違いである。上積醤油屋の造石高は4202石で、これは全体の92パーセントを占めており、地壳屋は385.5石でわずか8パーセントにすぎなかった。このことからも龍野醤油が中央市場（京都市場）を対象とした特産物であったことが容易に理解できよう。

次に、醸造元をその造石高によって階層別にみたのが第2表である。造石高500石以上という大醸造元は、わずか3人ではあったが、その造石高は総造石高の55パーセントを占めていた。そして、この大醸造元である円尾屋嘉

第2表 造石高による階層別構成（文政13年）

造石高	人 数	%	造石高集計	%
50石未満	12(1)	48	251.5	5.4
50～100	5(2)	20	320.0	7.0
100～500	5(5)	20	1466.0	32.0
500石以上	3(3)	12	2550.0	55.6
合 計	25	100.0	4587.5	100.0

(注) ()内の数字は、そのうち上積醤油屋の人数。
出所、第1表と同じ。

吉、壺屋重郎右衛門、鉄屋佐十郎の3名は、いずれも文化13年にすでに500樽以上を京積していた老舗であった。それとは対象的に、50石未満というきわめて小規模な醸造

13) 文化13年では8名であったが、石橋屋治助については、文政13年の造元のなかにはそれに相当する名前がみられないもので、ここでは省いた。

業者は、ほとんどが地壳醤油屋で、上積屋はわずか1名であった。したがって、ここには京都市場において、すでに販路を確定していた老舗の大醸造元と、小規模ではあるがようやく地壳醤油屋として、醤油醸造株を手にした零細業者が併存していた様相が認められる。そして、そのことは在方の醸造業者の実態が解明されれば、一層明確になることであろう。

II 天保の改革と物価引下令

龍野藩における株仲間の解散は、天保13年（1842）6月18日におこなわれた。¹⁴⁾ 周知のように、幕府によって株仲間の解散令が最初に出されたのは江戸においてであり、それは天保12年（1841）12月13日のことであった。それ以後、大坂（同年12月23日）、京都（天保13年3月13日）においても解散令が出された。しかし、株仲間解散の主旨が徹底しなかったために、幕府は全国各地の問屋・仲間に對して、改めて天保13年3月に解散令をだした。龍野藩における解散令は、それから3ヶ月後に出されたのであるが、その遅れが何故に生じたのか、現在のところわからない。いま、龍野惣町会所の記録から、龍野における株仲間の解散令をみておこう。¹⁵⁾

口達

前紙之通夫々為冥加金銀等差出し來候処、此度町在へ僕約為之儀申達ニ付諸品等直下ヶ之儀申付候事ニ候、素冥加等差出し候共直段高下致し候之儀ハ無之筋ニ候へ共、心得違之もの可在之も難斗、且又於公儀も冥加類御用捨被仰出候事ニ付、旁以己來右冥加金銀ハ御受不成候間御趣意難有奉存、猶更以壳買之品等格別直下ヶ可致候、尤組合株式は仲間と唱候儀ハ差留、是迄株相渡し置候分引上候而、來ル廿三日直ニ差出し可申候

14) 幕府の株仲間解散令はすでに同年2月22日に、藩内へ達せられてはいるが、それはあくまで菱垣・樽廻船問屋の停止を告げる触で、直接龍野藩の株仲間解散とは関係ない（「天保十三寅年二月・御用向日記」龍野図書館所蔵文書）。

15) 「天保十三壬寅年六月・御用向日記」（龍野図書館所蔵文書）。なお、同文のものが円尾家文書の「日録」のなかにもある。

右之通得其意夫々呼出し申渡之株札受取差出可申候

六 月

覚

町方酒造行司	菊屋 治助
	石橋屋権右衛門
在方 同断	中垣内村 新八
町在醤油(屋)頭取	円尾屋加吉
同 年番	鉄屋佐兵衛
右同断	赤穂屋宗兵衛
酔屋行司	円尾屋孫三郎
同	筋原屋宗八
町在呉服屋年番	赤穂屋増太郎
同	布屋源蔵
同	日山 新在家屋佐七
	明石屋忠三郎
	紺屋定右衛門
木綿間屋頭取	住吉屋宗助
	太物屋久右衛門
町在木綿仲間頭取	山泉屋吉兵衛

この解散令においても強調されていることは、冥加金の廃止であり、物価の引下げである。そして、仲間は禁じられ、従来仲間に交付されていた株札は6月23日までに返納することが命じられている。

第3表は、天保13年6月の株仲間解散時に龍野に存在していた仲間と、その冥加金高を示したものである。残念ながら、この表からは各仲間の構成についてまではわからない。しかし、この表からはいくつかの注目すべき事実が窺える。まず、当時龍野において、11業種にわたる14の株仲間が存在していたことである。食料品・衣料品をはじめ、農業生産にとって不可欠な干鰯、

第3表 龍野の株仲間と冥加金

(天保13年6月)

仲間	(A)冥加金	(B)銀高	(C) %
町方酒造	銀 30枚	貫匁 1.290	22.0
在方酒造	銀 20枚	860)
町在醤油屋	金 70両	4.375	44.9
蕎麦屋	銀 80目	80	0.8
町方材木屋	銀 2枚	86)
在方材木屋	銀 1枚	43	1.2
千鰯屋	金 2両1歩 銀 153匁	296	3.0
網干新在家村 鵜村米問屋	銀 2枚	86	0.8
酢屋	銀 3枚	129	1.3
町方呉服屋	金 10両	625	6.8
町方紺屋	金 21両3歩	1.359	13.9
木綿問屋	銀 10枚	430	4.4
高瀬船仲仕	銀 30匁 銀 60匁	30 60) 0.9
合計		9.747	100.0

出所、前掲「御用向日記」

更には高瀬舟関係にいたるまでおよそ当時の日常生活にかかわる商工業のほとんどの分野が、株仲間に組織されていたことは注目される。特に、材木屋の仲間が存在したことは、龍野がなによりも醸造の町であり、樽生産が重要な意味を持っていたことを示すものであろう。

次に冥加金の額についてみよう。第3表から、冥加金は銀高と金高の二種類からなって

いるため(A欄)、これをどちらかに換算して統一する必要がある。幸い当地における金銀比価については、円尾家の「有物観」から知ることができる。¹⁶⁾ 同家の「有物観」によれば、当地の金銀比価は天保13年正月には1両=62匁5分であり、天保14年正月には1両=65匁であった。天保13年6月はこの両者の中間にあるからといって、単純に平均した値をとるわけにいかない。ここでは天保13年正月の値を採用した。それによって、すべての冥加金を銀高に換算し(B欄)、冥加金総額に対する比率を示した(C欄)。これからまず注目すべきことは、醤油屋仲間の冥加金の高さである。醤油屋仲間の冥加金

16) 円尾家の「有物観」については、拙稿〔II〕を参照のこと。

額は4貫375匁で、それは冥加金総額9貫747匁の実に45パーセントにあたるのである。当時の龍野における醤油業の比重を如実に示すものといえよう。それに、酒造仲間の22パーセント、酢屋仲間の1.3パーセントを加えると、醸造業関係の仲間で冥加金総額のほぼ70パーセントを占めることとなる。当時の龍野が、醤油を中心とした醸造の町と考えられる所以である。また、醸造業以外では、紺屋仲間が13.9パーセントという高い比率を占めているが、それは庶民の日常衣料に対する藍染の盛況によると思われる。

ところで、これより先天保13年3月、京都における株仲間の解散令によつて、醤油問屋についても解散が命じられた。「京都醤油問屋株御引上ケニ付則廿三日御役所へ醤油問屋中御召被出此度其方等醤油株引上ケニ相成並御冥加金も今日より御免ニ被下成候」。¹⁷⁾このように確かに醤油問屋について、その後「京都醤油問屋ニ而ハ問屋とも仲間とも申事ハ相成申間敷様ニ被存候」と、表面的には問屋とか仲間の名称は禁じられている。もちろん、この京都醤油問屋株には、安永9年以来の「他国醤油21軒問屋」も入っていた。したがって、この解散令によって仲間は解散されたのではあるが、旧来からの問屋一造元の関係は全く変わっていないと云えよう。

事実、仲間の解散以後、直ちに4月2日には「他国醤油21軒問屋」のうちから12名のものが、姫路まで出向き、そこで龍野（播州）・備前・灘の醸造元とその後の対策を協議している。そこで両者が協議したことは、京都における醤油価格の引下げについてであった。京都問屋側は造元に対して、「万事下直ニ致候様之御触出し夫ニ付京醤油直段少々引下ケ不致候ハ而是相済不申問屋ニ而も少々口銭之内相勵キ並御造元ニ而も御勘弁被下度」、と¹⁸⁾京都市中においても物価引下げが命じられており、醤油価格についても引下げざるをえない状況を説明している。そして、造元に対して具体的には大樽1挺に付8分の値下げを要求した（因に、同年春の値組では大樽1挺の値段は34匁4

17) 田村善太、前掲書、第一輯、31ページ。

18) 田村善太、前掲書、第一輯、32ページ。

分であった)。これに対して、造元は8分の引下げは認めず、結局のところ大樽1挺に付4分の引下げに応じることで一応結着した。ところが、6月には幕府によって物価の2割引下令が出されたため、同年秋の値組では32匁2分に引下げられることになった。このように、醤油価格をめぐる造元一問屋の対立関係は生じてはいるものの、それは別段この期だけにみられたものではない。仲間解散令によって、確かに問屋・仲間の名称は禁じられたものの、従来からの取引慣行は依然として継続していたのである。いうまでもなく、一片の法令によって従来からの取引慣行がすぐさまなくなることはなかったのである。¹⁹⁾

そもそも、株仲間の解散令は天保期における物価対策の一環として行われたものであった。もちろん、問屋仲間の「不正」をあくまで物価騰貴の元凶だとみなした幕府の認識そのものに問題はあったが、幕府の政策からすれば株仲間の解散はなによりも物価を引下げるためであった。²⁰⁾江戸においては、天保13年3月6日に南町奉行所より諸物価の引下げが申渡された。²¹⁾大坂においては、同年6月3日に「諸色直段ハ不及申、金銀貸付之利銀・家賃銀・細工手間・手伝日雇賃金等、都而貳割以上引下ケ可申事」、という触がだされている。²²⁾また、京都においても先の京都醤油仲間にに対する例からみても、幕府によって物価の引下げが命じられていることが知れる。

龍野においても、天保13年6月16日に、「今日より諸色貳割下ケ壳捌候様」と申渡された。そして、値下げした値段表をよく見えるところに張出し、同時に懸り組頭へも提出することが義務づけられた。²³⁾ところで、このような

19) 宮本又次『宮本又次著作集』第1巻、昭52、258ページ。

20) 藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰『日本商業史』昭53、84~86ページ。

21) 津田秀夫『天保改革』昭50、297~298ページ。また、同年5月12日にも物価を規制する触が出されている(『日本財政経済史料・第三巻』大11、493ページ)。

22) 『大阪市史・第四下』大2、1543ページ。

23) 「御用向日記」前掲。この物価引下令については、すでに安藤精一氏が龍野における商業統制を考察された興味ある研究のなかで触れられている(同氏「近世城下町の商

物価引下令に対して、醤油醸造業者はどのような対応をしたのであろうか。やはり、醤油屋に対しても、物価の2割引下が申渡されていたのであるがそれに対して、次に示すのはその引下令に対する彼ら醤油屋の歎願書である。²⁴⁾

乍恐奉歎願候口上

一 我々は從来醤油地壳渡世仕來り候處，此度厚御趣意を以右壳直段式割引下ケ壳捌候様嚴重被 仰出恐入奉畏右算當を以直段引下ケ當時壳捌罷在候。然ル処近年塩薪等迄も高値ニ而仕入元方不勘定ニ御座候處，其上去夏秋は別而豆麦共致不熟殊之外高直ニ付，猶更算當不引合ニ而難渋至極ニ奉存候。素々醤油之儀は外々之仕込ものと違ひ，当年仕込候品を其年壳捌候訳ニは無御座。去春夏に相懸り仕込置候品を漸此頃迄製し壳捌候儀ニ而，何連壹ヶ年余々式ケ年も囮置候ハ而は難壳捌ものニ付，元方算當仕候得は以此入費不少義ニ御座候。猶又前文ニ奉申上候昨年不熟ニ而高直之豆麦共銘々持囮ニ相成，既ニ此前仕込ニ相用ひ候様之振合ニ而実々難渋相嵩歎ケ敷義ニ奉存候ニ付，乍恐奉歎願候，何卒御憐愍を以右願之始末御明弁被為成下，以前之壳直段々壹分下ケニ而壳捌申度此段幾重ニも奉願上候。右御許容被為成下候ハ、難有奉存候 以上。

天保十三寅年六月

円尾屋加吉

(以下22名省略)

御定御掛り・御役人中様

ここで地壳醤油屋は、塩・薪等の原料費の騰貴に加えて、醤油製造については1カ年以上、場合によっては2カ年もの仕込期間が必要であり、しかも現に仕込んでいる諸味については、大豆・小麦の価格が高騰していた昨年の

業統制——播州竜野藩の場合——」『国学院雑誌』第63巻第10・11号、昭37、103ページ)。

24) 円尾家文書。

ものであることを理由に、この2割引下令にはそのまま応じられないと述べている。そして、具体的には売値段の引下げを1分²⁵⁾にとどめてほしいと歎願しているのである。地壳醤油の場合、販売単位は升であるから、1升に付1分²⁵⁾だけの値下げにとどめてほしいという願いであった。²⁵⁾

ところが、この歎願は認められなかつたために同年12月、醤油屋は再び藩に対して、歎願書を提出している。それによれば、「式割下ケ被仰出実々不引合相累リ渡世も取続きかたき程之成行ニ候得共、嚴重之御趣意故只今迄も辛抱仕売捌罷在候」(傍点引用者)、と物価2割引下令は醤油屋についてもそのまま実行されたのである。²⁶⁾ 物価引下げに対する藩の強い姿勢を窺うことができる。と同時に、天保改革の中心的課題であった幕府の物価引下げ政策が全国各地に広く滲透していた様相に注目することができよう。この醤油屋の二度目の歎願は、「当秋冬至リ薪等も聊直下ケニ不相成、麦直段も引下ケ別而者秋大豆不作ニ而、追々高直ニ相成、都而元仕入之品下落之ものハ無之候ニ付、醤油直段壱升ニ付式分直上ケ被成下候様奉願上候」、と原料価格の高騰のために販売価格を改めて1升に付2分²⁵⁾値上げしてほしいというものであった。それ以後の経過についてはわからないのであるが、幕府や藩の一律的な物価引下げ策が現実には様々な困難に直面していたといわざるをえないのである。

25) 龍野藩に隣接している丸亀藩の飛地である網干において、天保13年7月に出された値段表によれば、並醤油は1升7分であった(『網干町史』昭26、457ページ)。これは物価を2割引下げた後の価格であるため、値下げ前の価格は約8分8厘となり、1升に付1分²⁵⁾を引下げるとは約1割1分の値下げ率となる。また、天保13年1月の円尾家の「有物覧」から、当時における同家の醤油蔵出し価格(「出来樽」価格)は大樽1挺23匁であった。単純に計算すれば、1升値段は約6分8厘となり、販売価格を1分²⁵⁾引下げるということは、約1割5分の値下げ率になる。もっとも、この場合は販売価格は6分8厘(1升)より当然高いはずであるため、値下げ率は1割5分より低くなるであろう。したがって、地壳醤油屋が1升に付1分の値下げにとどめてほしいという要求は、現行の販売価格を1割程度の値下げ率にしてほしいということであったと考えられる。

26) 円尾家文書。

III 仲間の再興と新興業者の動向

龍野における株仲間の解散が行われた天保13年（1842年）6月から5年が経過した弘化4年（1847）11月に、醤油醸造業者から奉行所に対して次のような願書が提出された。²⁷⁾

乍恐奉願上候口上

私共

醤油渡世之者ニ御座候、年来之御国恩難有奉存一同申合当年々為冥加金五拾両宛年々差上度候之段奉願上候。何卒御請被成下候ハ、業体之取締ニも相成広太之御慈悲一同難有奉存候。以上。

弘化四丁未年十一月

醤油稼人物代

半田屋太蔵

同断 俵屋勝九郎

同断 円尾屋加吉

御奉行様

文面から明らかなように、これは仲間の再興願とでもいうものであった。つまり、冥加金年々50両を上納することによって仲間を再興したいという願書である。因に、冥加金について云えば、先の文政13年の株改めの時から上納されており、当初は年々100両であったが、その後天保8年には70両に減額され、天保13年6月の解散時に廃止されたのであった。

この願いは、同年12月に藩によって認められることになり、早速、「稼人物名前帳」が作製された。²⁸⁾次に「他国債・地壳稼人物名前帳」から、その仲間

27) 円尾家文書。

28) 「稼人物名前帳」には、「他国積・地壳稼人物名前帳」と「地壳稼人物名前帳」の二種類がある。このことから、この時には他国積醤油屋は同時に地壳をも行うことが出来たと考えられる。先の天保13年6月の醤油価格引下げに関する歎願書においても、「我々は從来醤油地壳渡世仕來り候」とあり、その署名者には明らかに他国積醤油屋の名前が

申合の「覚」を示そう。²⁹⁾

覚

一　此度醤油稼人御改之上私と茂へ他国積並ニ地壳稼方　御鑑札御渡被成
下難有頂載仕候。然ル上は稼方ニ附被仰出候御定之条々堅相守可申候。万
一勝手ニ附稼方相休候ハ、早速御鑑札返納可仕候。若外より望之者在之候
ハ、双方より御願奉申上御免之上譲渡し可仕候、右之趣承知御請印形仕候。
以上。

弘化四丁未年十二月

円尾屋加吉　印

(以下36名省略)

周知のとおり、幕府によって株仲間の再興が認められたのは、嘉永4年(1851)3月であった。その際、「問屋組合之儀、都而文化以前之通再興申渡」とあったが、冥加金の免除、仲間への新規加入者に対する制限の排除、といった点からすれば、この問屋再興令はけっして解散令以前の株仲間をそのまま「再興」したものではなかった。³⁰⁾ それに対して、龍野醤油業者の「仲間再興」は重要な点において、幕府のそれとは異っていたのである。まず、時期についてみれば、幕府の再興令より4年前に行われていた。また、冥加金についても、幕府が上納を認めなかったのに対して、龍野の場合は従来に比較すれば少額とはいえ、冥加金年々50両を上納することを約した。「鑑札」の交附についても、幕府が再興時には交附しなかったのに対して、龍野の場合は、「他国積・地壳」と「地壳」の二種類の「鑑札」が交附された。ただ、仲間への新規加入者については、幕府の再興令では「人数之増減は勝手次第之事」としたのに対して、龍野の場合は決して「勝手次第」ではなかった。

連っていた。文政13年の株改め以後、仲間の規約が改正されていたと考えられる。

29) 田村善太、前掲書、第一輯、52~62ページ。

30) 『日本財政経済史料』第三巻(前掲)10~13ページ。藤田貞一郎他著、前掲書、87~88ページ。なお、この問屋再興期の商品流通に関する興味ある研究として、安孫子麟「問屋再興期の商品流通」(『研究年報・経済学』第86・87号、昭43)がある。

「覚」にあるように、「鑑札」をうけたものが休業した場合、早速に「鑑札」を返納せねばならないことになっていた。その場合、「若外より望之者在之候ハ、双方より御願奉申上御免之上譲渡し可仕候」とあるように、新規加入者は休業者に代って「鑑札」を譲り受けることになっていたのである。その意味において、龍野の場合は新規加入者に対して全く「勝手次第」ではなかったと云える。

さらに、この弘化4年の「仲間再興」に際して注目すべきことは、なによりも醤油稼人の急増であった。第4表は、「他国積・地壳稼人名前帳」と「地壳稼人名前帳」に記載された稼人の数を町方と在方に分けて示したものである。確かに「名前帳」には合計106名の稼人が記載されてはいるが、ただ注意せねばならないことは、これら106名のものが弘化4年の再興時に同時に醤油醸造業を営んでいたのではないということである。この「名前帳」には、弘化4年(1847)の再興から明治4年(1871)までの稼人の鑑札の所有状況についての添書がある。それから推測する限り、この106名はその期間に少くとも一度は稼人として登場したことを示すにすぎないのである。鑑札の移動状況がわかれれば、稼人の実態についての理解がさらに深まるであろうが、現在のところでは無理である。とはいえ、この「名前帳」に登場した106名の稼人からいくつかの興味ある事実を観察することができる。

先に、再興にともなう稼人の急増については注目したが、それは単に稼人の数の急増にとどまらず、それが在方を中心にみられたという点に一層の注目をせねばならないであろう。文政13年の株改めの際に、「上積醤油屋」は17軒であり、そのうち在方のものはわずか3名にすぎなかった。ところが今

第4表 仲間再興期の醸造元

種類	人数	所在地による内訳
他国積 ・地壳	37	町 方 26
		在 方 11
地 壳	69	町 方 11
		在 方 58
合 計	106	町 方 37 在 方 69

出所、田村、前掲書、第一輯、52~62ページ。

回の「他国積・地壳稼人名前帳」には37名のものが記載されており、そのうち在方のものは11名であった。しかも、後述するように、明治3年（1870）の調査によれば、この37名のうち22名のものが、明治3年においても経営を継続しており、そのうち7名までが在方のものであった。更に、「地壳稼人」について云えば、69名のうち58名までが在方のものであったのである。もっとも、文政13年の株改めについて、「地壳醤油屋」については、在方のものがどの程度存在していたかはわからなかった。しかし、いずれにしても、地壳專業の稼人の大半が在方のものであったこの状況とは比すべきものでなかったはずである。このように、弘化4年以降の状況は、醤油醸造業者の急増、とりわけ在方における顕著な傾向にその特徴を求めることができよう。同時に、忘れてはならないことは、稼人そのものの移動の激しさであった。特に、1860年代における廃業者の続出は注目に値しよう。³¹⁾

明治2年（1869）12月に、民部省より酒造・濁酒造・醤油業者に対して、「自今無鑑札にて製造一切停止被仰付候間、府藩県に於て管轄所造高並に造人名前共早々取調通商司へ来る午六月限可申立尚冥加金上納之儀は例年十一月限り同司へ相納可申事」という布告が出された。³²⁾ このとき醤油醸造業者に対して課せられた冥加金は、鑑札代100石に付金5両と年々100石に付金3両であった。第5表は、そのとき通商司へ提出した「醤油造渡世書上帳」から作製したものである。これによれば、通商司へ届出た醤油醸造者は37名であった。そのうち町方の造元は13名、在方は24名であった。町方の造元は、1人を除いてすべて弘化4年の「稼人名前帳」に名前が載っていた造元である。そして、残りの1人、壺屋庄三郎については断定はできないが、弘化4年の壺屋平兵衛が該当する可能性が強い。また、在方の24名のうち17名まで

31) 稼人106名のうち、廃業により鑑札を返納したことが添書に明記されていたのは35名であったが、そのうち25名までが1860年代に廃業している。これには当時の醤油価格の動向が大きな影響を与えていたと考えられるが、それについては別稿に譲りたい。

32) 『龍野醤油醸造同業組合要覧』大4、18ページ。

第5表 明治初年の醸造元と造石高 (明治3年8月)

稼入	場所	造石高(石)	備考	稼入	場所	造石高(石)	備考
円尾家加吉	下町	1125	◎※	平兵衛	北龍野村	318	○
菊屋重吉	横町	1200	○	小市郎	田井村	50	○
鉄屋佐十郎	下町	430	◎※	利兵衛	下沖村	17	○
*石橋屋八十郎	横町	420	◎※	嘉五郎	鶴村	50	○
赤穂屋宗兵衛	下川原町	800	◎※	嘉右衛門	中垣内村	120	○
俵屋正九郎	上川原町	310	○	安兵衛	野田村	28	○
宗左衛門	北龍野村	479	◎※	武右衛門	太田原村	25	○
二塚屋重次郎	下川原町	100	◎※	彦左衛門	田井村	10	○
壺屋庄三郎	横町	132	△	利兵衛	構村	50	○
和久屋五兵衛	下川原町	160	○	万次郎	馬立村	43	○
石橋屋善右衛門	上川原町	240	○	文右衛門	正条村	9	△
佐太郎	田井村	109	○	又右衛門	南山村	17.2	○▽
石橋屋市郎兵衛	上川原町	220	○	儀兵衛	南山村	1.5	○
茂兵衛	半田村	50	○	菊右衛門	東用村	30	△▽
石橋屋文之助	川向村	300	○	藤右衛門	新在家村	10	△
宇兵衛	日山村	250	○	九左衛門	才村	10.2	×
和久屋五三郎	川原町	190	○	善左衛門	坂上村	10	△
菊屋治太郎	下町	100	○	寿太郎	岩見構村	5	×▽
				新助	広坂村	16	×
				以上 37名 合計		7434.9	

(注) ①備考欄は、仲間再興期の「稼入名前帳」に記載されていたもので、◎印は「他国積・地壳稼入」で、△印はその該当者はいるものの断定できない稼入。○印は「地壳稼入」で、△印はその該当者はいるものの断定できない稼入。×印は「稼入名前帳」に該当者が全くない新規の稼入。

②※印は文政13年の株改め時にすでに存在していた造元。

③*印の石橋屋八十郎には、稼入として壺屋常吉の名前も連記されている。共同経営者であろう。

④▽印は「作間小売」。

出所、「醤油造渡世書上帳」(田村、前掲書、第一輯、147~215ページ)。

は「名前帳」にある造元である。残り7名のうち3名については全くの新規者である。ただ、4名については、同一村内に該当者がみられるが、同一人かどうかいまのところ断定できない。したがって、先の「名前帳」に登場した造元106名のうち、明治3年(1870)まで営業を継続していたと考えられ

るものは、わずか29名——該当者が予測できる5名を加えると34名——にすぎなかった。この29名のうちには、文政13年の株改めの時にもすでに登場していた、いわば老舗が6名（壺屋を入れれば7名）が入っている。しかも、彼ら6名の平均造石高は559石で、全体平均201石に比較してはるかに大規模な造元であった。したがって、このことは依然として老舗の存在の大きさを示すことになるのであるが、それとは対照的に、弘化4年の「仲間再興」以降に登場してきた、いわば「新興業者」の経営の不安定さを示すものであった。

次に第5表から、先の第2表にならって、醸造元を階層別に示したのが第6表である。第2表との比較において、まず注目できることは、100石以上500石未満層の上昇である。人数は5人から16人へと3倍以上になり、造石高も1466石から3878石へと2.6倍に達した。そして、重要なことは総石高に

第6表 造石高による階層別構成

(明治3年)

造石高	人 数	%	造石高集計	%
50石未満	14	37.8	231.9	3.1
50～100	4	10.8	200.0	2.7
100～500	16	43.2	3878.0	52.2
500石以上	3	8.2	3125.0	42.0
合 計	37	100.0	7434.9	100.0

出所、第5表と同じ。

対する比率の上昇である。すなわち、文政13年において500石以上の大醸造元が総造石高の55パーセントを占めていたのに対して、今度はその地位が逆転し、この層が52.2パーセントを占めて首位に

なったのである。もっとも、大醸造元も3名で依然として42パーセントを占めていたのであるから、その存在の大きさも十分に窺うことができる。このように、先の第2表からは500石以上の大醸造元の圧倒的存在が注目できたが、むしろ、この第6表からは醸造元の中心的存在が100石以上500石未満の、いわば中規模層に移ったことが知れる。それに対して、100石未満の小規模・零細造元は、人数では48.6パーセントも占めていながら、造石高ではわずかに5.8パーセントにすぎなかった。彼ら18名の平均造石高は24石という少量であった。第5表にもあるように、彼らは居村を中心とした小範囲の「作

間小売」を行っていた醤油業者にすぎなかつたのであろう。

このように、弘化4年の仲間再興期以降における醸造元の動向は、いわば在方を中心とした「新興業者」の急増に特徴を見出すことができるが、一部の老舗を除いてはその経営はきわめて不安定であったと云えよう。零細業者は別として、特に、100石～500石未満の中規模層が中心的存在となってくると、すでに販路の確定していた大醸造元とはちがって、その確保は困難なものとならざるをえなかつた。そこに慶応4年(1868)の「御産物醤油仕法」が登場してくる背景が存在していたと云える。「御産物醤油仕法書」によれば,³³⁾ その仕法は上醤油を「御産物」として大坂蔵屋敷におさめ、「他所入津醤油問屋」の手を経ずに、販売日を決めて(毎月3と8の日)，大坂町中の仲買に売渡すというものであった。その際、藩は醤油を出荷した造元に対して、醤油が蔵屋敷に入った時に、価格の8割までを前貸し、醤油の販売が終了した時点で、さらにこの前貸金と蔵敷料・諸入用・利足銀等を差引いて清算するというものである。³⁴⁾ この仕法については改めて稿を起さねばならないが、ただ、ここでは本稿との関連に限定して考えておこう。まず、この仕法は藩があくまで財政の窮迫を開拓する策として、特産物としての醤油に触手を動かしたというのではなく、むしろ、先述したように幕末に急増してきた「新興業者」に対して、なによりもその営業資金を貸与し、同時に販路を確保するための策として登場したのではないかということである。もちろん、藩財政の窮迫と全く無関係であったというのではなく、それはあくまでも副次的なものではなかつたかと思われるのである。例えば、「仕法書」に、「是迄得意有之登セ来候ニ付其心任ニ致、御産物に差出し度者丈差出し可申候外ハ勝手次第致へく候」とあることからみれば、明らかにこの仕法は販路の確

33) 田村善太、前掲書、第一輯、142～145ページ。

34) 田村善太「龍野醤油史観書」(前掲)においても、この仕法に対する見解が示されている。そこでは、財政の逼迫に対して藩が商業利潤の分け前にあづかろうとした側面が強調されている。

定していない造元を対象としていたことがわかる。さらに、「仕法書」の最後の項に、「金子入用ニ無之候者ハ勝手次第之事」とあることからみれば、それはなによりも販路が確定しないばかりか、営業それ自身が安定していない造元に対して、資金の融通を行うことを目的とした仕法であったことが明らかであろう。もちろん、だからといって、藩が全くこの仕法から利益を得なかつたというのではなく、利足銀をはじめ、御益入用等による利益が得られたことは否定できない。しかし、もとよりそれは副次的なものとみるべきであろう。このように、この仕法は仲間解散以後に急増してきた、いわば中小規模の「新興業者」の経営をいかに安定させるかというところに主眼があったと云えよう。

その後、明治4年（1871年）5月には藩の生産局によって、この仕法をさらに進めた計画がだされた。すなわち、醤油を「御国産」として、大坂蔵屋敷内に設けた商会所において販売しようとするものである。確かに、この計画は「御産物醤油仕法」の延長に描かれたものではあるが、「御産物醤油仕法」が中小規模の「新興業者」の保護・育成という側面が強かったのに対して、この計画は藩の統制をより強めたものと云えよう。いずれにしても、これら幕末・維新时期における藩の仕法については改めて考察せねばならないであろう。

〈付記〉

本稿の作製過程で、龍野市史編集室ならびに、いつもながら円尾家文書の御所蔵者・円尾光様にお世話になった。記して謝意を表したい。